

議 案 第 13 号

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年6月14日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

令和4年度診療報酬改定に伴い、医科の非紹介患者の初診加算料及び再診加算料を引き上げるとともに、歯科については医科と分け、歯科の再診加算料を引き下げるため。

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後																																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 病院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">料金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診加算料 1回につき</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>再診加算料 1回につき</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(1) 病院		種別	料金	(略)		非紹介患者の初診加算料 1回につき	5,000円	再診加算料 1回につき	2,500円	(略)		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 病院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">料金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診加算料 1回につき</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>医師である保険医による初診の場合</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師である保険医による初診の場合</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>再診加算料 1回につき</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>医師である保険医による再診の場合</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師である保険医による再診の場合</td> <td style="text-align: right;">1,900円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(1) 病院		種別	料金	(略)		非紹介患者の初診加算料 1回につき	<table border="1"> <tr> <td>医師である保険医による初診の場合</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師である保険医による初診の場合</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </table>	医師である保険医による初診の場合	7,000円	歯科医師である保険医による初診の場合	5,000円	再診加算料 1回につき	<table border="1"> <tr> <td>医師である保険医による再診の場合</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師である保険医による再診の場合</td> <td style="text-align: right;">1,900円</td> </tr> </table>	医師である保険医による再診の場合	3,000円	歯科医師である保険医による再診の場合	1,900円	(略)	
(1) 病院																																	
種別	料金																																
(略)																																	
非紹介患者の初診加算料 1回につき	5,000円																																
再診加算料 1回につき	2,500円																																
(略)																																	
(1) 病院																																	
種別	料金																																
(略)																																	
非紹介患者の初診加算料 1回につき	<table border="1"> <tr> <td>医師である保険医による初診の場合</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師である保険医による初診の場合</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </table>	医師である保険医による初診の場合	7,000円	歯科医師である保険医による初診の場合	5,000円																												
医師である保険医による初診の場合	7,000円																																
歯科医師である保険医による初診の場合	5,000円																																
再診加算料 1回につき	<table border="1"> <tr> <td>医師である保険医による再診の場合</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師である保険医による再診の場合</td> <td style="text-align: right;">1,900円</td> </tr> </table>	医師である保険医による再診の場合	3,000円	歯科医師である保険医による再診の場合	1,900円																												
医師である保険医による再診の場合	3,000円																																
歯科医師である保険医による再診の場合	1,900円																																
(略)																																	
備考	備考																																
1・2 (略)	1・2 (略)																																
3 「再診加算料」とは、松戸市立総合医療センターにおいて受けた再診(他の病院(病床数が200未満のものに限る。))又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。)について診療報酬点数表により算出した額に加算する料金をいう。	3 「再診加算料」とは、松戸市立総合医療センターにおいて受けた再診(他の病院又は診療所に対して逆紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。)について診療報酬点数表により算出した額に加算する料金をいう。																																
4～7 (略)	4～7 (略)																																

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る非紹介患者の初診加算料及び再診加算料について適用し、同日前の診療に係る非紹介患者の初診加算料及び再診加算料については、なお従前の例による。